

枚方市規則第 23 号

枚方市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整に関する規則の一部を改正する規則

枚方市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整に関する規則（平成27年枚方市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「の期間」を「、これ」に改める。

第5条第1項中「利用調整を行う日の前日その他の市長が別に定める日まで」を「市長が別に定める期間」に改め、同条第3項中「おいても」の次に「、当該保育所等の利用を開始することを希望する日の属する年度の末日までの間に限り」を加える。

第6条第1項本文中「点数を」を「指数を」に、「その点数」を「その指数」に改め、「（同じ点数の場合にあっては、基礎点の高い順とし、同じ点数及び基礎点の場合にあっては、前条第1項の申込みがあった順とする。）」を削り、同項ただし書中「点数」を「指数」に改め、同条第3項ただし書中「付した点数のうち最も高いものに係る基礎点」を「別表備考2の規定により付した基礎指数」に、「10点」を「220」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「点数」を「指数」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の場合において、同じ指数の教育・保育給付認定子どもに優先して保育所等の利用を認める教育・保育給付認定子どもの順位の設定は、次に掲げる基準の順に行うものとする。

- (1) 別表備考1及び備考2の規定により付された基礎指数の高いもの
- (2) 利用の申込みをしている保育所等のうち、当該保育所等の希望順位が高いもの
- (3) ひとり親世帯に属するもの
- (4) 利用の申込みをしている保育所等に当該世帯の他の教育・保育給付認定子どもが入所又は利用の申込みをしているもの
- (5) 保護者が別表就労の項、就労（協力者）の項又はその他の就労の項（以下「就労の項等」という。）の事由に該当し、かつ、当該事由に係る基礎指数（保護者が2人の場合にあっては、低い方の基礎指数）が高いもの
- (6) 利用の申込みをしている保育所等の数が多いもの
- (7) 保護者が就労の項等の事由に該当し、かつ、通勤に要する時間（保護者が2人の場合にあっては、短い方の時間）が長いもの
- (8) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額が低い世帯に属するもの

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区 分	当 該 世 帯 の 保 護 者 に 係 る 事 由	基 礎 指 数
-----	---------------------------	---------

就 労	1月において160時間以上労働することを常態とすること。	100
	1月において140時間以上労働することを常態とすること。	90
	1月において120時間以上労働することを常態とすること。	80
	1月において96時間以上労働することを常態とすること。	70
	1月において64時間以上労働することを常態とすること。	60
就 労（協力者）	配偶者又は二親等以内の親族が営む事業に従事し、かつ、雇用契約を締結することなく1月において160時間以上労働することを常態とすること。	90
	配偶者又は二親等以内の親族が営む事業に従事し、かつ、雇用契約を締結することなく1月において140時間以上労働することを常態とすること。	80
	配偶者又は二親等以内の親族が営む事業に従事し、かつ、雇用契約を締結することなく1月において120時間以上労働することを常態とすること。	70
	配偶者又は二親等以内の親族が営む事業に従事し、かつ、雇用契約を締結することなく1月において96時間以上労働することを常態とすること。	60
	配偶者又は二親等以内の親族が営む事業に従事し、かつ、雇用契約を締結することなく1月において64時間以上労働することを常態とすること。	50
その他の就 労	居宅内において労働することその他の市長が別に定める形態の労働をすることを常態とすること。	50
妊娠・出産	出産の予定日を起算日とする6週間前の日が属する月の初日から出産した日の翌日を起算日とする8週間後の日が属する月の末日までの間にあること。	80
疾病・障害	20日以上入院すること又は病状が重症である疾病にかかり家庭において保育を行うことが困難であることの医師の診断を受けたこと。	110
	疾病（市長が別に定める難病等に限る。）にかかっていること。	80
	疾病（市長が別に定める難病等を除く。）にかかっていること。	40
	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳（障害の級別が1級又は2級のものに限る。）の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級のものに限る。）の交付を受け、又は大阪府療育手帳に関する規則第7条第2項の規定により療育手帳（判定がAのものに限る。）の交付を受けたこと。	80
	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳（障害の級別が3級又は4級のものに限る。）の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害	50

	者保健福祉手帳（障害等級が2級のものに限る。）の交付を受け、又は大阪府療育手帳に関する規則第7条第2項の規定により療育手帳（判定がB1のものに限る。）の交付を受けたこと。	
	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳（障害の級別が5級又は6級のものに限る。）の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が3級のものに限る。）の交付を受け、又は大阪府療育手帳に関する規則第7条第2項の規定により療育手帳（判定がB2のものに限る。）の交付を受けたこと。	30
同居親族の 介護・看護	病状が重症である疾病にかかり、又は重度の障害のある同居の親族の介護又は看護を長期間にわたり常時（通院等の付添いにあつては、1月において16日以上）行うこと。	80
	児童福祉施設（保護者が児童とともに通所することを要するものに限る。）に通所すること。	80
災害復旧	災害の復旧に従事（ボランティアによるものを除く。）をすること。	110
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行うこと。	20
就学・職業 訓練	1月において160時間以上就学し、又は職業訓練を受けること。	80
	1月において120時間以上就学し、又は職業訓練を受けること。	65
	1月において64時間以上就学し、又は職業訓練を受けること。	50
その他	家庭において保育を行うことができる者であり、かつ、当該教育・保育給付認定子どもが第2条第1号イからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。	50
	第2条第2号に該当すること。	60
	病状が重症である疾病にかかり、又は重度の障害のある別居の親族の介護又は看護を長期間にわたり常時（通院等の付添いにあつては、1月において16日以上）行うこと。	50
	当該教育・保育給付認定子どもの父母が死亡し、行方不明となり、又は拘禁されていること等により不在であること。	110
	市長が特に認める事由	市長が必要と認める指数

備考

- 1 複数の事由に該当する場合は、そのうち最も高い基礎指数である事由1つを適用する。
- 2 保護者が2人の場合にあつては、それぞれの保護者が該当する事由の基礎指数を合計する。ただし、保護者がひとり親世帯であること、配偶者が単身赴任者（就労により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により他の市町村（高槻市、寝屋川市、交野市、島本町、八幡市、京田辺市及び生駒市を除き、特別区を含む。）の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）であることその他保護者が1人であると市長が認める場合にあつ

ては、当該保護者に付すべき基礎指数と100（当該保護者に付すべき基礎指数が110の場合にあっては、110）を合計した数を指数とする。

- 3 当該教育・保育給付認定子どもが属する世帯が付表に定める事由に該当する場合は、それぞれ同表に定める調整指数を基礎指数に加減する。
- 4 当該教育・保育給付認定子どもが利用している保育所等以外の保育所等の利用を希望する場合（前年度の末日における満年齢が3歳未満である教育・保育給付認定子どものみが利用することができる保育所等における保育の終了後、これに引き続いて保育所又は認定こども園の利用を希望する場合を除く。）であって、備考2の規定により計算した指数が150以上のときの指数は、150とする。
- 5 利用の申込みをしている保育所等に入所できない場合における育児休業の延長を許容できる旨の申出を行った保護者については、備考2の規定により計算した指数から110を減じる。この場合において、減じた後の指数が0以下となるときの指数は、1とする。

付表

項	当該世帯に係る事由	調整指数
1	ひとり親世帯であること。	+35
2	生活保護世帯であり、かつ、当該世帯に就労の項等の事由に該当する保護者があること。	+10
3	当該世帯に生計を主として維持する失業した保護者であって、別表の求職活動の項の事由に該当するものがあること。	+20
4	当該世帯に家庭において保育を行うことができる保護者がなく、かつ、当該教育・保育給付認定子どもが第2条第1号イからハマまでに掲げる者のいずれかに該当すること。	+10
5	当該世帯に就労の項等の事由に該当する保護者があり、かつ、当該保護者の産前産後休業又は育児休業の終了後の期間について保育所等の利用の申込みをすること。	+20
6	次のいずれにも該当すること。 (1) 当該世帯の他の教育・保育給付認定子どもが利用している保育所等の利用の申込みをすること又は当該教育・保育給付認定子どもが保育所等を利用している者でなく、かつ、当該世帯の他の教育・保育給付認定子ども（保育所等を利用している者を除く。）が利用しようとする保育所等の利用の申込みをすること。 (2) 次項に該当しないこと。	+10
7	当該教育・保育給付認定子どもが多胎児であること。	+15
8	当該世帯に別表の就労の項等の事由に該当する保護者があり、かつ、当該保護者が市内の保育所等において保育士又は保育教諭として就労し、又は就労することが予定されていること。	+10
9	保護者の配偶者が単身赴任者であること。	+10
10	前年度の末日における満年齢が3歳未満である教育・保育給付認定子ども	+30

	のみが利用することができる保育所等における保育の終了後、これに引き続いて保育所又は認定こども園の利用を希望し、かつ、当該利用を希望する保育所等以外の保育所等を利用することができないこと。	
11	当該教育・保育給付認定子どもの疾病若しくは障害又は児童福祉施設への入所により保育所等を退所させた後にそれらの事由が消滅したことにより保育所等の利用を希望すること。	+20
12	保育所等の利用が認められず、保育所等以外の保育を行う施設（幼稚園を除く。）を利用し、かつ、5の項に該当しないこと。	+20
13	次のいずれにも該当すること。 (1) 教育・保育給付認定子どもが利用している保育所が民営化されることにより他の保育所等の利用を希望する場合であって、当該民営化が予定されている日以降において当該他の保育所等の利用を開始することを希望すること。 (2) 当該保育所の民営化が公表された日以後に当該保育所の利用の申込みを行っていないこと。	+20
14	当該教育・保育給付認定子どもの65歳未満の祖父母であって、家庭において保育を行うことができるものと同居していること。	-10
15	第6条第1項の規定により利用が認められた後に当該利用を辞退したこと。ただし、当該利用が認められた期間の初日が属する年度において、当該辞退に係る教育・保育給付認定子どもについて利用調整を行う場合に限る。	-10
16	保育所等に係る利用者負担額を3月分以上滞納していること。	-10
17	当該世帯に就労の項等の事由に該当する保護者があり、かつ、配偶者又は二親等以内の親族と雇用契約を締結し、所得税法（昭和40年法律第33号）第83条第2項の配偶者控除又は同法第84条第2項の扶養控除の対象となっていること。	-10

備考 複数の事由に該当する場合は、その全ての調整指数を加減する。ただし、当該教育・保育給付認定子どもが利用している保育所等以外の保育所等の利用を希望する場合は、6の項、7の項、10の項、13の項、15の項及び16の項（前年度の末日における満年齢が3歳未満である教育・保育給付認定子どものみが利用することができる保育所等における保育の終了後、これに引き続いて保育所又は認定こども園の利用を希望する場合にあっては、6の項、7の項、10の項、13の項及び15の項から17の項まで）の調整指数以外の調整指数は、加減しない。

附 則 [令和4年3月31日公布]

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の枚方市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整に関する規則（以下「新規則」という。）は、新規則第1条に規定する保育所等（以下「保育所等」という。）の利用を希望した期間の初日が令和5年4月1日以降の日である新規則第5条第1項の規定による利用の申込みに係る新規則第1条に規定する利用調整について適用する。

- 3 新規則別表備考3に定めるもののほか、この規則の施行の日前に新規則第5条第1項の規定による利用の申込みをした者であって、保育所等の利用を希望した期間の初日が令和5年3月31日までの間に属しているもののうち、その利用を認められなかった期間が、1年以上2年未満の期間であるものに係る同条第3項に規定する教育・保育給付認定子どもにあつては10の調整指数を、2年以上の期間であるものに係る同項に規定する教育・保育給付認定子どもにあつては20の調整指数を加える。